

# 自己資本比率規制に基づく開示

## 自己資本比率規制の第3の柱による開示項目索引

### 〈開示項目〉

#### ●自己資本の構成に関する開示事項 P.42

#### ●定性的な開示事項

- ・自己資本調達手段の概要 P.43
- ・自己資本の充実度に関する評価方法の概要 P.43
- ・信用リスクに関する事項 P.46
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 P.46
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要 P.47
- ・証券化エクスポージャーに関する事項 P.47
- ・出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要 P.47
- ・オペレーショナル・リスクに関する項目 P.48
- ・金利リスクに関する事項 P.48

#### ●定量的な開示事項

- ・自己資本の充実度に関する事項 P.43
- ・信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く) P.44・45
- ・信用リスク削減手法に関する事項 P.46
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 P.47
- ・証券化エクスポージャーに関する事項 P.47
- ・出資等エクスポージャーに関する事項 P.47
- ・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 P.47
- ・金利リスクに関する事項 P.48

## 当金庫の自己資本の充実の状況等について

### 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	2018年度	2019年度
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	16,094	16,494
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,567	3,542
うち、利益剰余金の額	12,587	13,011
うち、外部流出予定額(△)	60	59
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	377	423
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	377	423
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
<b>コア資本に係る基礎項目の額 (イ)</b>	<b>16,472</b>	<b>16,917</b>
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	34	32
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	34	32
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	106	131
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	34	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
<b>コア資本に係る調整項目の額 (ロ)</b>	<b>175</b>	<b>163</b>
<b>自己資本</b>		
<b>自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)</b>	<b>16,296</b>	<b>16,754</b>
<b>リスク・アセット等 (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	105,718	112,096
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 2,505	△ 2,505
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)		
うち、繰延税金資産		
うち、前払年金費用		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 2,505	△ 2,505
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6,107	5,973
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
<b>リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)</b>	<b>111,825</b>	<b>118,069</b>
<b>自己資本比率</b>		
<b>自己資本比率 ((ハ)/(ニ))</b>	<b>14.57%</b>	<b>14.19%</b>

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。  
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

## 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域のお客様による(普通)出資金による調達の他、内部留保として積み立てている利益剰余金、資本剰余金、一般貸倒引当金で構成されています。

## 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで内部留保による資本の積み上げを行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分に保っております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

## 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	リスク・アセット		所要自己資本額	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
<b>イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計</b>	<b>105,718</b>	<b>112,096</b>	<b>4,228</b>	<b>4,483</b>
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	107,135	113,308	4,285	4,532
(i) ソブリン向け	132	1,337	5	53
(ii) 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	19,415	16,739	776	669
(iii) 法人等向け	32,875	33,988	1,315	1,359
(iv) 中小企業等向け及び個人向け	12,320	12,802	492	512
(v) 抵当権付住宅ローン	5,064	5,196	202	207
(vi) 不動産取得等事業向け	16,883	19,386	675	775
(vii) 3か月以上延滞等	822	852	32	34
(viii) その他上記以外	19,622	23,005	784	920
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	10,957	14,721	438	588
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,753	1,684	70	67
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	212	264	8	10
上記以外のエクスポージャー	6,698	6,334	267	253
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,088	1,293	43	51
ルック・スルー方式	1,073	1,293	42	51
マンドート方式	15	-	0	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段等に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△2,505	△2,505	△100	△100
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	-	-	-
<b>ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額</b>	<b>6,107</b>	<b>5,973</b>	<b>244</b>	<b>238</b>
<b>ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)</b>	<b>111,825</b>	<b>118,069</b>	<b>4,473</b>	<b>4,722</b>

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

- 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
- 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、地方公共団体金融機構、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、漁業信用基金協会、農業信用基金協会のことです。
- 「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことでです。
- 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

(オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法) $\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$
---

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

## 信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(業種別及び残存期間別)

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分		信用リスク エクスポージャー 期末残高		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		3か月以上延滞 エクスポージャー	
							2018年度		2019年度			
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	国内	国外	国内	国外	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
製 造 業	6,890	7,716	6,890	6,715	-	-	1,000	-	-	-	131	111
農 業、林 業	672	851	672	851	-	-	-	-	-	-	0	0
漁 業	532	619	532	619	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	5	3	5	3	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	10,696	11,190	10,696	11,190	-	-	-	-	-	-	4	93
電気・ガス・熱供給・水道業	4,216	5,469	8	19	4,195	-	5,435	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	557	695	451	489	100	-	200	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	1,965	2,148	1,959	2,148	-	-	-	-	-	-	1	0
卸 売 業、小 売 業	9,172	10,929	9,070	10,827	101	-	101	-	-	-	9	31
金 融 業、保 険 業	116,421	101,120	2,968	3,051	7,341	13,729	6,259	16,905	-	-	0	0
不 動 産 業	33,444	35,213	33,137	34,908	305	-	304	-	-	-	6	0
飲 食 業	1,447	1,600	1,447	1,600	-	-	-	-	-	-	46	33
宿 泊 業	2,479	2,351	2,479	2,351	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療・福 祉	8,690	8,155	8,690	8,155	-	-	-	-	-	-	1,087	933
教 育・学 習 支 援 業	358	641	358	641	-	-	-	-	-	-	-	-
物 品 賃 貸 業	386	338	386	338	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	254	314	252	276	-	-	-	-	-	-	0	2
生活関連サービス業、娯楽業	1,913	2,055	1,910	2,052	-	-	-	-	-	-	81	67
そ の 他 の サ ー ビ ス	3,546	3,569	3,481	3,567	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	70,676	74,643	21,384	19,062	49,203	-	54,991	500	-	-	-	-
個 人	12,859	12,514	12,850	12,505	-	-	-	-	-	-	2	9
そ の 他	7,148	7,340	14	14	-	-	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計	294,337	289,482	119,653	121,394	61,248	13,729	68,292	17,405	-	-	1,372	1,284
1 年 以 下	72,545	80,188	23,841	25,303	4,334	200	3,385	-	-	-	-	-
1 年 超 3 年 以 下	19,288	16,265	8,440	6,823	10,219	105	8,825	602	-	-	-	-
3 年 超 5 年 以 下	18,235	28,895	10,178	10,513	6,633	1,407	8,572	2,200	-	-	-	-
5 年 超 10 年 以 下	73,107	54,298	25,785	25,874	19,119	6,197	18,629	9,803	-	-	-	-
10 年 超	101,706	100,231	51,045	52,551	20,941	5,819	28,880	4,800	-	-	-	-
期間の定めのないもの	9,455	9,603	361	328	-	-	-	-	-	-	-	-
残 高 期 間 別 合 計	294,337	289,482	119,653	121,394	61,248	13,729	68,292	17,405	-	-	-	-

(注)1.オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2.「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことであり、

3.上記の業種区分「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

具体的には現金、未収受入手数料、前払費用、仮払金、固定資産、その他の資産等が含まれます。

また、期間区分について、未収利息、カードローン、総合口座は各期間及び「期限の定めのないもの」に区分しております。

4.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

5.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

6.CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

## 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額		期 末 残 高
				目 的 使 用	そ の 他	
一 般 貸 倒 引 当 金	2018年度	285	377	-	285	377
	2019年度	377	423	-	377	423
個 別 貸 倒 引 当 金	2018年度	1,954	1,754	21	1,933	1,754
	2019年度	1,754	1,813	25	1,728	1,813
合 計	2018年度	2,240	2,132	21	2,219	2,132
	2019年度	2,132	2,236	25	2,106	2,236

## 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
製造業	667	262	262	316	8	3	659	258	262	316	2	6
農業、林業	0	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	197	195	195	259	-	-	197	195	195	259	-	-
建設業	326	229	229	47	-	-	326	229	229	47	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	317	548	548	575	5	-	312	548	548	575	-	14
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	205	160	160	291	0	-	205	160	160	291	1	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	3	-	-	0	3	-	-	-	-	0	4	-
宿泊業	126	-	-	-	-	-	126	-	-	-	-	-
飲食業	13	8	8	13	0	0	12	8	8	13	6	-
生活関連サービス業、娯楽業	42	59	59	23	0	20	42	38	59	23	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	2	245	245	249	-	-	2	245	245	249	24	-
その他のサービス業	12	20	20	-	-	-	12	20	20	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	35	25	25	34	1	1	33	24	25	34	4	-
合計	1,954	1,754	1,754	1,813	21	25	1,933	1,728	1,754	1,813	44	21

(注)1.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	格付適用有り		格付適用無し	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
0%	-	-	87,454	82,065
10%	-	-	9,335	9,601
20%	-	-	96,941	89,367
35%	-	-	14,657	15,019
50%	5,196	5,982	305	3,486
70%	-	-	300	-
75%	-	-	14,400	14,536
100%	-	-	62,605	65,019
120%	-	-	300	-
150%	-	-	43	79
250%	-	-	2,797	4,324
合計	5,196	5,982	289,141	283,500

(注)1.格付は適格格付機関が付与しているものに限りません。  
2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャーは含まれておりません。



## 信用リスクに関する事項

### リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであると認識の上、公共性、確実性、成長性、流動性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うため、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範などを明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスクの評価につきましては、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、内部規定「信用リスク管理規程」に基づく四半期ごとの業種別、資金使途別、金額段階別、大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、当金庫では、信用リスク管理として、予想デフォルト率のデータを整備し、信用格付や未保全率等リスクに見合った適正な貸出金利の設定を行う態勢を構築しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を分離し、相互に牽制が働く体制としております。また、一定額を超える個別案件については、経営陣を中心とする専門審議機関「貸出審議会」を設置し日々の資産管理に万全を期しております。

以上の相互牽制機能、経営陣による審議に加え、監査部署が与信運営にかかる妥当性の検証を実施することにより適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」、「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。

一般貸倒引当金にあたる正常先、その他要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれの貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。

個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先ともに、担保・保証を除いた未保全額に対し損失額を算定し必要額を算出しております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

### リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の5つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

・S&P社 ・Moody's社 ・R&I社 ・JCR社 ・Fitch Ratings社

## 信用リスク削減手法に関する事項

### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		1,252	1,023	5,454	6,239	-	-

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

## 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当金庫では、融資の採り上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置づけとして認識しております。

したがって、担保や保証に過度に依存しないよう、また、平成26年2月1日から適用されました「経営者保証に関するガイドライン」に基づく態勢も整備し、企業の将来性やキャッシュフローポジションに重点を置いた与信審査を心掛けております。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど、適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産など、保証には人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証などがありますが、その手続きについては、当金庫が定める「貸出事務取扱規程」などにより適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証の取引に関し、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺などを用いる場合がありますが、信用リスク削減方策の一つとして金庫が定める「貸出事務取扱規程」や各種約定書などに基づき適切な取扱いに努めております。

なお、自己資本比率規制で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として、地方公共団体、独立行政法人住宅金融支援機構、一般社団法人しんきん保証基金が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、独立行政法人住宅金融支援機構は政府保証と同様の信用度を持ち、また一般社団法人しんきん保証基金は適格格付機関が付与している格付により判定をしております。

## 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はございません。

## 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、有価証券投資として保有している投資信託には派生商品取引が存在しておりますが、有価証券にかかる投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定されており、市場リスク及び信用リスク双方とも適切なリスク管理に努めております。

また、長期決済期間取引は該当ございません。

## 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません。

## 出資等エクスポージャーに関する事項

### 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	2018年度		2019年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	389	389	369	369
非上場株式等	-	-	-	-
合 計	389	389	369	369

(注)貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

### 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当する取引はございません。

### 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
評 価 損 益	45	25

### 時価を把握することが極めて困難と認められる出資等エクスポージャー

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式等	1,353	1,348

## 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場優先出資証券、非上場株式、有限責任中間法人基金への出資金が該当します。そのうち、上場優先出資証券にかかるリスクの認識については、時価評価及び株価指数との連動率(β値)に基づくリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じて資金運用会議、リスク管理委員会、常勤理事会に諮り、投資継続の是非を協議するなど、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定し、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める資金運用規程等に基づき、厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、有限責任中間法人基金の出資金に関しては、当金庫が定める自己査定基準などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っております。

## リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	2,862	3,753
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	15	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	-	-

## オペレーショナル・リスクに関する項目

### リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクは、内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することにより損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、「オペレーショナル・リスク管理規程」において、オペレーショナル・リスクは、不適切な事務処理により生じる「事務リスク」、システムの誤作動等により生じる「システムリスク」、裁判等により賠償責任を負う等の「法務リスク」、人事運営上の不公平等及び差別的行為により生じる「人的リスク」、災害その他の事象より生じる「有形資産リスク」、風説の流布や誹謗中傷等により企業イメージを毀損する「風評リスク」の各リスクを含む幅広いリスクと定義しています。

管理体制や管理方法等については、同管理規程のほか個別の「事務リスク管理規程」、「システムリスク管理規程」等の下位規程により定めており、確実にリスクを認識し、評価しうる管理態勢の充実に向けて取り組んでおります。

リスクの計測に関しましては、当面、「基礎的手法」を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しては、リスク管理委員会において協議・検討するとともに、必要に応じて理事会に付議・報告する態勢を整備しております。

### オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

## 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1: 金利リスク		イ		ロ	
項番		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	9,059	9,746	0	
2	下方パラレルシフト	0	0	328	
3	ステイープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	9,059	9,746	328	
		ホ		ヘ	
8	自己資本の額	当期末 16,754		前期末 16,296	

(注)1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。  
2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2020年3月末からΔNIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

### リスク管理の方針及び手続の概要

(1) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

リスク管理及び計測の対象とする金利リスクは、銀行勘定全体の金融資産・負債の経済価値変動、保有有価証券の時価変動並びに銀行勘定全体の資金利益の変動としたうえで管理を行っています。

対象範囲は、「金融商品に関する会計基準」で定義される「金融資産」及び「金融負債」としてあります(ただし、投資信託等金利感応度の算定が困難で、価格変動リスクを別途計量し管理しているもの及び期間の定めがない、または正確な期日を把握することが困難な科目等は除く)。

(2) リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

自己資本に照らして許容可能な水準にリスクをコントロールすることを基本方針としており、金利リスクはリスク資本配賦運営の枠組みの中で、市場リスクの一つとしてリスク資本が配賦され、市場リスク量や損失額を一定の範囲内に抑えるように管理を行っております。

(3) 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準として月次で計量しております。

### 金利リスクの算定手法の概要

(1) 金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいております。

①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	2.5年
③流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)及びその前提	金融庁が定める保守的な前提としております。
④固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	該当事項はございません。
⑤複数の通貨の集計方法及びその前提	保有する金融資産・負債は、円建てのみです。
⑥スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等)	リスクフリーレートの金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一と見なしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。
⑦内部モデルの使用等、ΔEVEに重大な影響を及ぼすその他の前提	該当事項はございません。
⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明	該当事項はございません。
⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	重要性テスト結果は監督上の20%を超過しておりますが、金利リスクに対し十分な自己資本の余裕を確保していると考えております。

(2) 内部管理上ΔEVE以外の金利リスクを計測している場合における当該金利リスクに関する事項

①金利ショックに関する説明

主としてVaR(バリュー・アット・リスク)を用い、金利による時価変動リスク量を算定しています。VaRの算出にあたっては、過去の金利データから算出した想定最大変化幅を金利ショックとして使用しています。

②金利リスク計測の前提及びその意味

VaRについては、金利変動が正規分布に従うと仮定する「分散共分散法」を採用しております。保有期間は、資産の流動性を考慮のうえ1ヵ月、3ヵ月、1年間とし、信頼区間を99%としています。また、観測期間については、有価証券を5年、その他銀行勘定を1年としています。